

# 2019年度実態調査方式説明会 質疑応答集

2019/6/13 一般社団法人学術著作権協会

| 会場 | 分類       | 質問内容  | 回答  | 備考  |
|----|----------|---|---|---|
| 東京 | 実態調査について | 今回手元資料については改めて配信するか？  | はい。   | 2019/6/7にご契約各社の「申請担当者」へ一斉配信を行っています。   |
| 東京 | 実態調査について | 今までは管理著作物かどうかの判断はJACが行っていたが、これからは利用者が行うということか？  | 登録の際にご確認頂いて、検索でヒットしないなど不明の場合は報告用コピーを送ってもらえればJACで判定します。  |   |
| 東京 | 実態調査について | 公益社団法人日本複製権センター（JRRC）と契約している場合、「◆」が無い著作物は何でも報告しなくて良いのか？                                       | 条件（日本の著作物である、内部利用目的である）がありますが、全てクリアしていればその通りです。   |   |
| 東京 | 実態調査について | 図書館でコピーしても利用許諾を得る必要がある？   | 著作権法の権利制限規定に合致していれば不要です。権利制限規定から逸脱する場合は必要となります。   |   |
| 東京 | 実態調査について | 調査結果が0件の場合は連絡するということだが、例えば海外内部だけ調査結果があつて、他の範囲は0件の場合、メールで連絡するのか？                               | いいえ。全ての利用許諾範囲において全く0件の場合（JAC複製利用許諾システムで登録するものが全くない場合）のみ、メールにてご連絡ください。   |   |
| 東京 | 実態調査について | 2018年度に実態調査を実施したが、今年度の実態調査を実施するか否かについては、自分で判断できるということか？                                       | 2019年度版実態調査方式のしおりの2.2.1「2019年度の実態調査実施対象者」にある通りです。   |   |
| 東京 | 実態調査について | WEB上の論文等を複製した際に、実態調査の表紙コピーはどのように取得すればよいのか？  | 紙媒体と同様に、論文の1頁目など、フッターと併せて必要な書誌情報が確認できる頁を1枚多く印刷の上、記入項目①～④を記入して収集ください。  |   |
| 東京 | 実態調査について | JRRCと契約をしているが、複製利用許諾システムでもJRRCに再委託している著作物の利用を申請してしまった場合にはどのような処理となるのか？                        | 複製利用の管理は利用者ご自身で行っていただくため、仮にシステムを通じて重複した申請があった場合には二重で使用料を払うこととなりますのでご注意ください。   |   |
| 東京 | 実態調査について | 社内で調査及び結果の取りまとめを行う際に、「◆」マークのついている著作物の判別をどのようにすればよいのか？また今後、マニュアル等に当該ケースに関する説明が加筆されるという理解でよいのか？ | 収集した紙のコピーをもとに、複製利用許諾システムへの申請を行うことになると思いますが、その際に検索機能を利用して「◆」マークのついている著作物かどうかを判別していただくことで二重での支払いが避けられます。JAC複製利用許諾システムにおいて申請する際にJRRC再委託著作物を予め除外していたものの、JACに送付されたコピーに仮にJRRC再委託著作物が含まれていたとしてもJRRCとの契約関係を予め伝えてもらっていれば使用料算定に含まない対応は可能です。また、マニュアル等で詳しく説明することについては検討させていただきます。 | 2019/6/4版「2019年度版実態調査方式のしおり」のp.6<br>および2019/6/4版「JAC複製利用許諾システムの利用方法について」p.19にて当該ケースに関する説明を追加しました。 |
| 大阪 | 実態調査について | 報告用コピーは著作権処理の対象外か？  | はい。   |   |
| 大阪 | 実態調査について | 報告用コピーが著作権処理の対象外とすると、PDFをメールに添付して報告するのも許可されるものと思うがどうか？  | 原本が必要なので、郵送をお願いします。   |   |
| 大阪 | 実態調査について | 一斉の長期休業や大型連休等は調査実施日から除かれるということだが、35日間の中に祝日が1日でも含まれていたらそれは調査日から除外するのか？                         | 除外しなくても構いません。   |   |

# 2019年度実態調査方式説明会 質疑応答集

2019/6/13 一般社団法人学術著作権協会

| 会場 | 分類                | 質問内容   | 回答   | 備考  |
|----|-------------------|--|--|---|
| 大阪 | 実態調査について          | 年間使用料の計算式にある「×10」の意味は？   | 実態調査は5週間が実施期間ですので、結果を1年分（50週分）に引き伸ばすために10倍をする、という意味です。   |   |
| 大阪 | 実態調査について          | 昨年度の実態調査では0枚だったが、今年度も実態調査は必要か？   | 昨年度の実態調査が0枚だったご利用者様については、今年度も実態調査を実施することをご提案しています。<br>包括的利用許諾契約は、「0枚申告」を前提としておりません。これまでは実態調査期間に利用実態が皆無であっても契約を継続してきたが、使用料を支払うことなく著作物の包括的利用が担保される状況は好ましくないことから、今後は「0枚申告」については利用実態なしと見做し、契約解除させて頂く方針で検討している。 |   |
| 東京 | JAC複製利用許諾システムについて | 「ファイルアップロードによる申請」について。システムで申請時にCSVアップロードする際に、データベースに登録されていない著作物を登録した場合どうなるのか？                | エラーになる。「ファイルアップロードによる申請」の場合JACIDがキーになっているので、JACIDさえ合っていれば著作物に関する情報は間違った情報を記入しても問題ありません。  |   |
| 東京 | JAC複製利用許諾システムについて | 「ファイルアップロードによる申請」について、CSV登録ではJACIDがキーになってマッチングしているということだが、JACIDは結局システムで検索しないとわからないという理解で良いか？ | はい。  |   |
| 東京 | JAC複製利用許諾システムについて | システムのマニュアルは最新版が公開されているか？   | はい。  | 現在最新版として2019/6/4版を公開しています。<br><a href="https://gigaplus.makeshop.jp/JAC02004/pdf/jac_dl_system.pdf">https://gigaplus.makeshop.jp/JAC02004/pdf/jac_dl_system.pdf</a> |
| 東京 | JAC複製利用許諾システムについて | 著作物検索で利用できる項目は？  | JACID、ISBN/ISSN、著作物名、権利者名（国内管理著作物のみ）です。  |   |
| 東京 | その他               | 「紙等媒体」とは？  | 電子媒体以外を指します。   |   |
| 東京 | その他               | 今後ペーパーレス化を進めることを検討しているが、紙複製を全く行わない場合でも契約は継続できるのか？  | 原則として、包括的利用許諾契約では「0枚申告」を想定していません。ペーパーレス化により紙媒体への複製が皆無となる場合は、包括的利用許諾契約からJACデジタル著作権利用許諾契約（JAC-DCL）への乗り換えを推奨します。  |   |
| 東京 | その他               | 「内部利用目的」と「外部利用目的」の定義は？   | 利用許諾契約約款に定める通りです。<br>内部利用目的とは・・・著作物の複製物を、従業員等による閲覧、保管、その他利用者の内部における利用にのみ供する目的をいいます。<br>外部利用目的とは・・・紙等媒体に複製された著作物を利用者以外の者に譲渡若しくは貸与し、又は電磁的記録媒体に複製された管理著作物を利用者以外の第三者に送信する等して従業員等以外の者の閲覧若しくは保管に供する目的をいいます。      |   |

## 2019年度実態調査方式説明会 質疑応答集

2019/6/13 一般社団法人学術著作権協会

| 会場 | 分類  | 質問内容   | 回答   | 備考 |
|----|-----|--|--|----|
| 東京 | その他 | 電子→紙での複写複製とは、具体的にはPDFファイルをプリントアウトしたような場合をいうのか？ | はい。  |    |
| 東京 | その他 | JRRCに再委託していない著作物の定義とは？                         | 国内管理著作物のうち電子媒体で発行されたもの（ポーンデジタル）は、JRRCへの再委託を行っておりませんので、当該著作物を内部利用目的で紙等媒体に複写複製する場合は当協会への申請が必要となります。                          |    |
| 大阪 | その他 | JACが管理している著作物は著作物全体のどの程度をカバーしているのか。            | 国内管理著作物は、主に日本の学術雑誌や専門書なので、それら分野の30%程度はカバーしていますが、新聞や一般雑誌はカバーしていません。一方で、海外管理著作物については、学術雑誌などはほぼすべて、他に新聞や一般書などもかなりの程度カバーしています。 |    |